

# 入札参加資格審査申請の手引

令和7年1月

大船渡市、陸前高田市及び住田町

はじめに

大船渡市、陸前高田市及び住田町では、入札参加資格審査申請の受付窓口を一本化して受け付けるシステム（以下「受付システム」といいます。）を導入し、電子申請による受付を令和7年2月19日から実施します。

申請にあたっては、本手引をご確認いただき、遺漏のないよう手続きをお願いします。

## 1 申請を受付する自治体

大船渡市、陸前高田市及び住田町

## 2 対象者

大船渡市、陸前高田市及び住田町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下「建設コンサル」といいます。）、物品・役務の入札等へ参加を希望する全ての方が対象です。

※建設工事/建設コンサル/物品・役務の各区分による申請が必要です。

## 3 申請受付期間

令和7年2月19日（水）から令和7年3月19日（水）まで（土、日、祝日を除く。）

受付システム稼働時間：午前8時30分～午後8時

なお、受付開始日以降、随時、受付システムでの申請が可能です。

※申請受理通知メール、差し戻しメールの送信には、申請完了から2週間ほどお時間をいただく場合があります。

## 4 資格の有効期間

【建設工事及び建設コンサル】

令和7年6月1日から令和9年5月31日

【物品・役務】

令和7年6月1日から令和9年5月31日

なお、陸前高田市及び住田町の物品・役務における有効期間は、調整のため、既存の資格を今回の有効期間終期まで延長します。

## 5 申請方法

- (1) 大船渡市のホームページから、申請書様式第1号（使用印鑑届兼委任状）、様式第2号（未納なし証明様式）及び様式第3号（暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書）をダウン

ロードする。

- (2) 本手引 7 添付書類を参照のうえ、必要書類を取得する。
- (3) インターネットから受付システムにログインする。
- (4) 受付システムに申請に係る情報を入力する。
- (5) 添付書類をスキャナ等で P D F に変換し、受付システムにアップロードする。
- (6) 入力及びアップロードが終わったら内容を確認のうえ申請情報を送信する。

※(3)～(6)の詳細な手順は、システム操作マニュアルに掲載

※添付書類を別途郵送する必要はありません。

※登録の際に付与される受付番号、ユーザ I D、パスワードは、登録が完了した後も、変更申請や次年度以降の更新申請で使いますので、大切に保管願います。受付番号、ユーザ I D、パスワードを忘れた際は、大船渡市の担当者へご連絡ください。

## 6 参加資格要件

### 【共通】

- (1) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (2) 国税及び市町税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

### 【建設工事】

- (1) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けている者であること。
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果に基づく同法第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知の書面（以下「総合評定値通知書」という。）に総合評定値及び完成工事高（年平均）の数値を有する者であること。
- (3) 健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条及び雇用保険法第 7 条の規定に違反している者でないこと。

### 【建設コンサル】

- (1) 営業に関し法律上資格が必要である場合、その資格を有すること。
- (2) 申請日現在において、営業年数が 1 年以上であること。
- (3) 申請日の直前 2 年以内の営業（事業）年度において、競争入札に参加を希望する測量・建設コンサルタント等業務についての業務履行を有すること。
- (4) 健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条及び雇用保険法第 7 条の規定に違反している者でないこと。

【物品・役務】

営業に関し法令上許可・登録等を必要とする業種にあつては、その資格を有すること。

7 添付書類

No	名称	建設工事	建設 コンサル	物品 ・役務
1	使用印鑑届兼委任状（様式第1号）	○	○	○
2	納税証明書の写し ①国税 「その3の2」または「その3の3」 ②各市町税 納税証明書（前年度）又は未納無し証明書（様式第2号（参考））の写し	○	○	○
3	登記事項証明書の写し（法人） 又は市区町村長の発行する身分証明書の写し（個人）		○	○
4	財務諸表類の写し（直近1年分） 個人事業主は確定申告書の写しでも可		○	○
5	総合評定値通知書の写し	○		
6	登録証明書等の写し		○	
7	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第3号）	○	○	○

添付可能なファイルは、PDF形式となります。1ファイルのサイズ上限は5MBまでで、全体の上限は15MBまでです。上限を超える場合には、画質を低解像度にするなどして、再度添付してください。

No1、No.7については、押印済のものを添付してください。

No2、No.3については、申請日の直前3か月以内に発行されたものに限ります。

No2の各市町税納税証明書については、本社及び委任先として設定する営

業所の所在地が大船渡市、陸前高田市及び住田町のいずれかにある場合のみ該当する市町の納税証明書を添付してください。

No3の登記事項証明書については、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書いずれでも可とします。

No5については、申請日時点で最新のものに限りします。

## 8 受理通知の送付

受付の状況については、次のメールが申請時に登録いただいた申請担当者メールアドレスに送信されます。

- (1) 申請登録完了通知メール：システムの登録が完了した際に送信されます。
- (2) 申請受理通知メール：審査終了後に送信されます。

## 9 不備があった場合の対応

受付システムから申請担当者メールアドレスに連絡しますので、補正の上、指定された期限までに速やかに対応をお願いします。

※補正が行われなときは、「申請不受理」扱いとなります。

## 10 受付システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

パソコン【推奨仕様】	Windows8.1、10 CPU : Core Duo1.6GHz 同等以上 メモリ : 1GB 以上
ブラウザ【推奨仕様】	Microsoft edge、Google Chrome
インターネット接続回線 (インターネットプロバイダへの加入)	専用回線 : 128kbps～ 光ファイバ回線 : 10Mbps～
スキャナ	A4サイズの用紙の読み取りができること。

## 11 申請の注意事項

### (1) 申請について

申請及び申請書類等に虚偽の事項を記載し入札参加資格の認定を受けた者は、その資格を取消します。

### (2) 申請する主体について

申請は、法人（個人）単位です。受任者（営業所・支店等）単位での申

請は受け付けません。受任者と事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。

(3) 営業所、支店等への委任について

入札、契約等の権限を営業所、支店等に委任する場合は、「営業所情報」で受任者となる営業所、支店等を登録した上で、「個別情報登録」において、委任する営業所、支店等の状況を登録してください。併せて、委任状を添付願います。

(4) 外字等について

システムで使用できる漢字は、JIS 第1水準、第2水準文字です。使用できない漢字が入力された場合、エラーメッセージが表示されます。外字、機種依存文字等は、正字に置き換えて入力してください。

【記載例】 高橋 → 高橋

(5) 金額の入力について

金額の入力は千円単位となっていますので、千円未満「切捨て」で入力してください。

(6) 業者番号について

個別情報の入力には業者番号が必要です。業者番号は、大船渡市電子入札システム（建設工事）の業者番号と共通です。申請受理メール受信後に審査結果で確認願います。

なお、大船渡市電子入札システム（建設工事）への反映は、令和7年6月までに行う予定です。

## 12 問い合わせ先

(1) 申請手続き全般に関すること

大船渡市総務部契約検査室

電 話：0192-27-3111（内 226）

F A X 番号：0192-26-4477

電子メール：[ofu\\_keiyaku@city.ofunato.iwate.jp](mailto:ofu_keiyaku@city.ofunato.iwate.jp)

※システム操作に関することは、大船渡市の担当まで問合せ願います。

(2) 格付、添付書類などの申請自治体による特記事項に関すること

自治体	担当課	連絡先
大船渡市	総務部契約検査室	0192-27-3111
陸前高田市	総務部財政課	0192-54-2111
住田町	企画財政課	0192-46-2114

## 各自治体の個別提出資料

自治体	提出書類	提出方法
大船渡市	<p>1 建設工事</p> <p>市内に本社か営業所を有する事業者</p> <p>(1) 土木一式工事、建築一式工事及び管工事を希望する者</p> <p>ア 技術職員名簿</p> <p>イ 主観的事項を証明する証明書等</p> <p>(2) 漁港工事を希望する者</p> <p>船舶所有調書</p> <p>(3) 舗装工事を希望する者</p> <p>ア アスファルトフィニッシャー及びアスファルトプラント所有調書</p> <p>イ 舗装施工管理技術者の資格者名簿</p> <p>(4) 経常共同企業体を結成して申請する者</p> <p>ア 経常共同企業体協定書</p> <p>イ 経営規模総括表</p> <p>2 建設コンサル書類</p> <p>なし</p> <p>3 物品・役務書類</p> <p>なし</p>	<p>令和7年3月18日までに郵送又は持参すること。</p> <p>〒022-8501</p> <p>大船渡市盛町字宇津野沢15</p> <p>大船渡市総務部契約検査室宛</p>
陸前高田市	<p>1 工事書類</p> <p>(市内に本社又は営業所等を有する者、若しくは本申請の対象年度の直前の年度において本市の建設工事等請負入札参加者格付に基づき定める格付に掲載されている者のみ提出)</p> <p>(1) 陸前高田市営建設工事入札参加資格審査申請提出書類様式集(独自分)</p> <p>(2) 市税等納付状況の調査に関する承諾書</p> <p>(3) 地域奉仕活動実施報告書</p> <p>(4) その他様式集に添付する書類一式</p>	<p>令和7年3月19日までに指定された送信フォームからデータファイルを提出すること。</p>

	<p>2 建設コンサル書類  (市内に本社又は営業所等を有する者のみ提出)</p> <p>(1) 市税等納付状況の調査に関する承諾書</p> <p>3 物品・役務書類  (市内に本社又は営業所等を有する者のみ提出)</p> <p>(1) 市税等納付状況の調査に関する承諾書</p>	
住田町	<p>1 建設工事  (町内に本社又は営業所等を有する者のみ提出)</p> <p>(1) 技術職員名簿  (2) 舗装施工監理技術者調書  (3) 資本関係・人的関係に関する届出書</p> <p>2 建設コンサル書類  なし</p> <p>3 物品・役務書類  なし</p>	<p>令和7年3月18日までに指定されたメールアドレスヘデータファイルを提出すること。  なお、ファイル名を【事業所名_個別資料】とし、データファイルを圧縮し提出すること。</p>